

# 浄化槽を設置している方へ 浄化槽の法定検査は義務です!



浄化槽は「保守点検」、「清掃」、「法定検査」という維持管理が適正に行われることによって、きれいな水にして流すことができる装置です。法定検査は、保守点検、清掃とは別に、毎年1回の検査が義務付けられています。

検査は県知事の指定を受けた(公財)鹿児島県環境保全協会が行います。鹿児島県では、検査内容を効率化した検査方法を実施しています。※日程については、事前にハガキでお知らせいたします。

| 合併処理浄化槽                  | 単独処理浄化槽            | 検査頻度                |
|--------------------------|--------------------|---------------------|
| 基本検査(ガイドライン検査)<br>5,000円 | ガイドライン検査<br>4,000円 | 4年に1回               |
| 採水員検査<br>3,000円          | 採水員検査<br>3,000円    | 4年に3回<br>(当面は4年に1回) |

## お問い合わせ先

○鹿児島県知事指定検査機関  
(公財)鹿児島県環境保全協会

☎ 099(296)9000

<http://www.kagoshima-kankyuu.or.jp/>



○鹿児島県生活排水対策室

☎ 099(286)3685

○鹿屋保健所衛生・環境課

☎ 0994(40)3196

○肝付町住民課年金環境衛生係

☎ 0994(65)8411

## ふるさとの道・みんなの水辺サポート推進事業

地域の皆さんが県管理の道路、河川、海岸で定期的に行う清掃・草刈り・植栽帯の花植えなどの美化活動を県が支援します。

☆令和3年度から対象経費が拡大されます。

|         | ふるさとの道サポート   | みんなの水辺サポート  |
|---------|--|---|
| 対象      | 県管理道路の年1回以上の美化活動(100m以上)<br>※植栽帯は制限なし  | 県管理河川・海岸の年1回以上の美化活動<br>(100m以上)                                   |
| 支援方法    | 年間30,000円を上限に補助金を支給します。  |   |
| 支援内容    | 1. 美化活動に必要な経費の補助<br>※対象物品には制限があります。詳細は県のホームページをご覧ください。<br>2. 団体名等を示したサインボードの設置<br>3. 団体が加入したボランティア保険料の助成(1名あたり350円) ※補助金とは別に支給 |   |
| お問い合わせ先 | 大隅地域振興局 建設総務課 管理係<br>☎ 0994(52)2175  | 大隅地域振興局 建設総務課 管理係<br>☎ 0994(52)2176<br>鹿児島県河川課 管理係 ☎ 099(286)3590 |



◀「ふるさとの道サポート  
推進事業」ホームページ



◀「みんなの水辺サポート  
推進事業」ホームページ

# 肝付町 消防団 団員募集

肝付町消防団では、消防団員を募集します。

消防団の活動は、消火活動をはじめ災害時の援護活動など多岐にわたります。

全ての活動に参加できなくとも一人ひとりにできることがあるはず。大切なのは『自分たちの地域は自分たちで守る』という気持ちです。

地域の安心・安全の守り手として、消防団への入団を心からお待ちしています。

▶**処遇等**  
非常勤特別職の地方公務員、報酬、出勤手当、公務災害補償、退職報償金、活動服の貸与等

▶**募集資格**  
・肝付町に居住、又は勤務する者で18歳以上の心身ともに健康な方(男女問わず)

詳細については、総務課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 肝付町役場 総務課 ☎ 0994(65)2511